

美馬市公告第49号

令和8年度吉野川浄園解体撤去工事に係る調査及び設計委託業務に係る入札公告について

令和8年度吉野川浄園解体撤去工事に係る調査及び設計委託業務について、入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月8日

美馬市長 加 美 一 成

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 整理番号 環境委1
- (2) 委託業務名 令和8年度吉野川浄園解体撤去工事に係る調査及び設計委託業務
- (3) 委託業務箇所 美馬市穴吹町三島字小島1301番地
- (4) 委託業務内容 吉野川浄園の解体撤去工事の設計業務及びダイオキシン類、アスベスト等の調査を含む発注資料の作成
- (6) 委託業務期間 契約締結日から280日間
- (7) 設計金額 21,960千円（税抜き）
- (8) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札の共通事項」（以下「共通事項」という。）の2及び3に示すとおりである。
- (9) その他
  - ① この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
  - ② この入札は、価格競争落札方式により執行する。
  - ③ この入札は、美馬市契約事務規則（平成17年美馬市規則第39号）第21条の規定による最低制限価格制度を適用する。なお、その算出方法については、別に定める最低制限価格算出方法＜業務委託＞の建築関係建設コンサルタント業務を適用する。
  - ④ 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号）に基づき入札参加資格停止になることがある。
  - ⑤ 入札参加者が1者となった場合においても入札を執行する。
  - ⑥ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続等に関する事項

- (1) 契約条項の閲覧等

入札手続	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	令和8年5月8日（金）～ 令和8年5月28日（木）	美馬市ホームページ(入札・契約情報)
設計図書等の電子閲覧	令和8年5月8日（金）～ 令和8年5月28日（木）	美馬市ホームページ(入札・契約情報)
設計図書等に関する質問書の提出	令和8年5月8日（金）～ 令和8年5月15日（金）	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市役所北館3階企画総務部総務課 E-mail: soumu@mima.i-tokushima.jp
質問書に対する回答書の電子閲覧	令和8年5月19日（火）～ 令和8年5月28日（木）	美馬市ホームページ(入札・契約情報)

※1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、市の休日（美馬市の休日を定める条例（平成17年美馬市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※2：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式も可））は、持参、郵送又は電子メール（郵送又は電子メールによる場合は、送付又は送信後に電話により着信を確認すること。）により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。  
提出先は、美馬市企画総務部総務課

(電話：0883-52-1212、電子メールアドレス：soumu@mima.i-tokushima.jp) とする。  
 なお、質問書に対する回答は、回答書を美馬市ホームページ（入札・契約情報）に掲載する。

※3：入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は、美馬市ホームページ（入札・契約情報）に掲載している。

※4：紙閲覧を希望する事業者は、5(2)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和8年5月11日（月） 午前8時30分～ 令和8年5月25日（月） 午後5時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和8年5月26日（火） 午前8時30分～ 令和8年5月28日（木） 午後2時	電子入札システム
開札執行	令和8年5月29日（金） 午前9時30分	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市役所南館3階304会議室

※1：電子入札に関する運用・基準については、「美馬市電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 令和8年度の美馬市入札参加有資格業者名簿（測量・コンサル業務）に登載されている者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく「廃棄物部門」の登録を受けている者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること。
- (4) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した「し尿処理施設」の解体撤去に係る実施設計業務で、平成28年4月1日からこの入札の公告日までの間に完成した業務における履行実績を有する者であること。ただし、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。
- (5) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した「し尿処理施設」の解体撤去に係る実施設計業務で、平成28年4月1日からこの入札の入札公告日までの間に完了した業務の履行実績を有する者で、かつ、次の資格を有する者を、この業務の管理技術者として配置できる者であること。

(資格要件)

- ・技術士法で定める技術士（衛生工学部門（選択科目：廃棄物処理、廃棄物管理計画、廃棄物管理）、または、総合技術監理部門（選択科目：衛生工学－廃棄物管理））
- (6) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した「廃棄物施設」の解体撤去に係る実施設計業務で、平成28年4月1日からこの入札の入札公告日までの間に完了した業務の履行実績を有する者で、かつ、次の資格を有する者を、この業務の照査技術者として配置できる者であること。  
 (資格要件)  
 ・建築士法（昭和25年法律202号）第2条第2項に定める一級建築士である者
  - (7) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した「し尿処理施設」の解体撤去に係る実施設計業務で、平成28年4月1日からこの入札の入札公告日までの間に完了した業務の履行実績を有する者を、この業務の担当技術者を配置できる者であること。
  - (8) 開札日以前に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（管理技術者及び照査、担当技術者）を配置できる者であること。

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる一般競争入札参加資格審査申請書（様式

第1号)の提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を同時に提出しなければならない。

なお、提出期間は、2の(2)の期間とする。

(1) 確認資料

入札に参加しようとする者は、共通事項の5に基づき次に掲げる資料を作成し、提出すること。

① 入札参加資格確認票(様式第2号)

② 入札参加資格確認申出書(様式第3号、様式第4号及び様式第5号)

落札候補者を決定するまでは、原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書等の各ページには、必ず「商号又は名称」等を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合は無効とする。

③ア 業務の履行実績(様式第3号)

3の(4)に規定する業務に該当する履行実績について、最大3件まで記載し、提出すること。

イ 配置予定技術者の資格等(様式第4号、様式第5号及び様式第6号)

3の(5)、(6)及び(7)に規定する配置予定技術者の資格、実務経験等について、最大3件まで記載し、提出すること。この場合において、配置予定技術者を複数人配置するときは、当該配置予定技術者ごとに作成し、提出するものとする。

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に規定する追加書類を提出するものとする。

なお、4の(1)の③のイに規定する配置予定技術者の人数は、あくまでも参加資格の確認資料上の人数であって、総合評価落札方式のように評点化は行わない。

5 問い合わせ先

(1) 入札及び入札参加資格に関する事項

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市企画総務部総務課(電話 0883-52-1212)

(2) 業務内容に関する事項

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市市民環境部環境課(電話 0883-52-8020)